

行政訴訟検討会ヒアリング時の質問に対する回答

1 防衛庁が行う行政処分について（以下の3系統に限定）

(1) 部外者に対して、直接処分を行うもの

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

防衛出動時の物資の保管命令等（103条1、2項）

訓練等のための漁船の操業制限（105条1項）

漁船の操業制限にかかる損失補償の有無、額の決定通知（105条6項）

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律42号）

開示請求に対する決定通知（9条）

開示決定の期限の延長等の通知（10条）

ウ 会計法（昭和22年法律35号）

指名競争入札に参加する者の資格を定めること（29条の3を受けて予決令95、96条に規定）

指名競争入札に参加する者の指名（29条の3を受けて予決令97条に規定）

エ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）

土地等の使用の認定（5条）

土地等の現状に回復しないでの返還（11条1項）

上記返還の場合の損失の補償（11条2項）

上記返還の場合の利得の給付（11条3項）

原状回復及び損失補償等に係る異議申出に対する裁決（12条2項）

土地収用法の適用（14条）

- ・ 障害物の伐除又は土地の試掘等についての許可（収用法14条1、3項）

- ・ 使用等の認定告示後における使用等に支障を及ぼすような土地の形質変更の許可（同28条の3 1項）

- ・ 使用等の認定告示後における土地の形質変更等に係る申請の承認（同89条2項）

- ・ 土地若しくは物件の引渡し等の代行等（同102条の2 1、2項）

- ・ 土地等の引渡し等の代行費用の徴収（同128条1、3、5項）

- ・ 異議申立て等に対する決定又は裁決（同131条1項）

- ・ 軽微な違法行為に対する異議申立て等の棄却（131条2項）

認定土地等の暫定使用（15条）

事件の代行裁決（23条1、3項）

- 収用委員会が却下裁決を行った事件の裁決（24条1項）
土地収用法の適用（25条2項）
 - ・ 土地所有者等に対する出頭等の命令（収用法65条1項）土地収用法の適用（27条1項）
 - ・ 審理に出席する代理人の数の制限（収用法136条3項）

- オ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）
国有の財産の一時使用等の許可（4条1項）

- カ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）
漁船の操業の制限等（1条）
損失補償額等の決定・通知（3条3項）

- キ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）
損失補償額等の決定・通知（2条3項）

- ク 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）
障害防止工事を行う地方公共団体等に対して行う補助（補助金の交付決定・決定取消・決定内容等の変更など）（3条1、2項）
住宅防音工事を行う者に対して行う補助（補助金の交付決定・決定取消・決定内容等の変更など）（4条）
第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）の指定（4条）
第二種区域（移転補償・土地の買い入れ対象区域）の指定（5条1項）
第二種区域内からの移転の先地における公共施設の整備を行う地方公共団体等に対して行う補助（補助金の交付決定・決定取消・決定内容等の変更など）（5条3項）
第三種区域（緑地帯等の整備を行う区域）の指定（6条1項）
地方公共団体による国が買い入れた土地の使用（土地の無償使用の許可）（7条1、2項）
民生安定施設の整備を行う地方公共団体等に対して行う補助（補助金の交付決定・決定取消・決定内容等の変更など）（8条）
特定防衛施設等の指定（9条）
特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付（交付の決定・決定取消・決定内容等の変更など）（9条2項）
損失補償額等の決定・通知（14条3項）

- ケ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）
 - 位置境界不明地域の指定（2条1項）
 - 土地の位置境界に勧告（13条2項）
 - 他人の土地への立入り・通知（15条1、2項）
 - 他人の土地への立入りによる損失の補償（16条1項）
 - 土地の現状に回復しないでの返還・この場合の損失の補償（23条1、2項）

- コ 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成7年法律第102号）
 - 給付金の支給（支給額の決定・通知）（8条1項）

- サ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）
 - 大規模跡地給付金の支給（支給額の決定・通知）（103条1項）
 - 特定跡地給付金の支給（支給額の決定・通知）（104条1項）

- シ 駐留軍関係離職者等臨時特措法（昭和33年法律第158号）
 - 特別給付金の支給（15条）

- ス 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）
 - 給付金の支給を受ける権利の認定（4条）

- (2) 隊員に対して、権力関係に基づいて行使するもの
 - ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
 - 自衛隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分など（31条関係に基づく行為）
 - 自衛隊員の兼業及び離職後の再就職承認（62、63条）

 - イ 自衛隊員倫理法（昭和29年法律第165号）
 - 防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒処分（21条）

 - ウ 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）
 - 正当な理由がなくて所得の届出をしない場合の第1回目の若年退職者給付金（以下「給付金」という。）の返納及び爾後の給付金に関する不支給（27条の6）
 - 追給による給付の額の決定（27条の7）
 - 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処された場合における給付金の返納（27条の8）

エ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

防衛施設庁に所属する一般職の公務員の任用、休職、復職、退職、免職、補職
及び懲戒処分など

(3) その他（PKO，テロ特措法等）

ア イラク人道復興支援特別措置法（平成 15 年法律第 137 号）に基づく活動

イ テロ対策特別措置法（平成 13 年法律第 113 号）に基づく活動

ウ 周辺事態安全確保法（平成 11 年法律第 60 号）に基づく活動

エ 船舶検査活動法（平成 12 年法律第 145 号）に基づく活動

オ 国際平和協力法（平成 4 年法律第 79 号）に基づく活動

カ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく活動

キ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）に基づく活動

2 行政訴訟検討会における主な検討事項に対する意見
別紙のとおり。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	防衛施設庁
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>執行停止の要件を必要以上に緩和し，暫定的に処分の執行を止めることができるようにすること，また，内閣総理大臣の異議の制度を廃止することについては，行政が公益実現のために実施する行為を仮に停止する以上，停止により守られる法益の性質・執行による侵害の大きさ，仮の執行の停止を認めなければならない切迫性等の要件が考慮される必要があり，執行停止が申し立てられたからといって，直ちに執行停止を認めることには問題がある。</p> <p>当庁については，</p> <p>a わが国は，在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため，土地所有者等との合意の下，賃貸借契約により当該土地等の使用権原を取得している。しかし，契約に関し土地所有者等の合意が得られない場合には，「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）」により使用権原を取得することとしている。</p> <p>行政事件訴訟法第25条第2項に基づき，裁判所により法に基づく処分の効力等が停止され，土地等の使用等の手続きに中断，遅れが生じた場合には，我が国の条約上の義務の不履行といった重大な問題が生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>b 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」第1条に基づく漁船の操業制限等を行うに際し，当該処分につき執行停止に至った場合には，我が国の条約上の義務の不履行といった重大な問題が生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>等のことから，条約上の義務を的確に履行するという極めて高度の公益的要請を満たすため，法に基づく手続の履行を確保する手段として内閣総理大臣の異議申立制度を存続する必要があるものとする。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	防衛施設庁
ご意見をいただく事項	第 2 - 6 - (1) 原告適格の拡大 第 2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>判例で確立している「法律上の利益」の解釈について，法律の保護範囲内か否かを検討すれば足りるとする柔軟な解釈に立った場合，法律の解釈如何によっては，著しく原告の範囲が拡大し，行政機関が多くの数の訴訟をかかえ込む事態が生じることとなる。</p> <p>当庁については，基地周辺住民が航空機の飛行差止め等を求める訴訟等を提起することが考えられるが，原告適格が広く認められることになれば個々の処分とは直接関係のない者（団体）にまで広範に行政訴訟の提起を認めることとなり，基地周辺住民からの訴訟の提起のみならず，基地周辺住民以外の者（団体）までが行政行為の具体的内容とは直接関係のない目的のために訴訟を提起する事態が生じ，濫訴を招きかねないという問題があり，行政事務の円滑な執行という観点からも極めて慎重に検討すべきである。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	防衛庁 防衛施設庁
ご意見をいただく事項	第 2 - 5 - (5) 出訴期間の延長		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>行政事件訴訟法第 14 条の出訴期間の制限の定めについては、「取消訴訟の対象である処分又は裁決の効力を長く未確定の状態に置くことは、行政上の法律関係の安定を図る見地から適当でないことから」定められているものであり、行政処分については、当事者の権利利益に関係するだけでなく、公共の利益にも大きな関わりをもつものであることから、仮に不当な行政処分であっても、いつまでもこれについて取消訴訟が提起できる状態とし、処分の効力を不安定としておくことは公共の安定を損なうおそれがあることから、その見直しに当たっては慎重に検討すべきである。</p> <p>本検討会の見直し案について、どう考えるかという御質問に対し、現時点での意見をあえて申し上げれば、当庁に示された「行政訴訟検討会における主な検討事項」には、迅速な裁判，早期の行政の法律関係の確定という要請による現行法の出訴期間の考え方に対するメリット・デメリットを踏まえた具体的な議論が示されず、A 案については、「6 ヶ月」とする具体的論拠が不明であること、また、C 案については「3 ヶ月の出訴期間を廃止」する具体的論拠が不明であることから、B 案による見直しが現実的であると思料する。</p> <p>いずれにせよ、早期に行政の法律関係を確定させることは行政の効率的運営及び公共の利益の確保することからも肝要であることから、出訴期間についての教示を法令で義務付けることを前提としつつ現行の出訴期間を維持することが適当であると思料する。</p> <p>なお、御質問のあった自衛隊員に対する、その意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分については、抗告訴訟を提起するに当たり、前置主義により審査請求又は異議申立てを経ることとされている（防衛庁においては、防衛人事審議会の中に設置された公正審査分科会において付議）ことから、現実には当該処分後 3 ヶ月以上の出訴期間が与えられている。このことから当該処分については、出訴期間経過により提訴者の利益が損なわれるとはより考えにくいものと思料する。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	防衛施設庁
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、土地所有者等との合意の下、賃貸借契約により当該土地等の使用権原を取得することとしている。しかし、契約に関し土地所有者等の合意が得られない場合には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）」により使用権原を取得することとしている。</p> <p>現在、同法に基づく使用権原の取得手続を行っているのは沖縄県に所在する土地についてのみであり、そのうち使用認定処分についての取消訴訟が現在那覇地裁に4件係属しているが、全国各地に居住する土地所有者からそれぞれの地域で取消訴訟が提起された場合には同一処分につき全国数カ所の裁判所で審理を行うことともなり、審理の迅速化に影響があるのみならず行政事務の非効率化を招くことになる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>原告の利便性と被告（行政側）の効率的な訴訟対応について考慮する必要がある。また、訴訟手続（例えば移送等）についての検討も併せて必要になると考える。</p>			